

新潟市秋葉区農業委員会 6 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 6 月 30 日（水）午後 3 時 30 分から午後 4 時 17 分

2 開催場所 秋葉区役所 602 会議室

3 出席委員 (16 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農政振興部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

5 番 佐々木 和美

7 番 阿 部 信行

第 2 議事

議案第 7 号 新潟市農地利用集積計画の決定について

議案第 8 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について

議案第 9 号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)
に対する意見について

議案第 10 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用集積計画の一部取下げについて
報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	島倉 孝司
農地係長	田中 学
農地係	本望 裕子
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和3年度6月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、全委員出席となっておりますので、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので5番・佐々木委員、7番・阿部委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第7号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (白川係長)	<p>議案書1ページ、議案第7号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。</p> <p>1ページは売買、小須戸地区1件、筆数17筆、面積14,921㎡であります。</p> <p>2ページは中間管理事業分、新津地区2件、筆数3筆、面積2,270㎡あります。</p> <p>以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>「新潟市農用地利用集積計画の公告について(依頼)」案でございます。農業経営基盤強化促進法第19条に基づく公告依頼年月日は令和3年7月14日となります。</p> <p>4ページには地区別実績表を添付いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。
鈴木委員	議案7号1番について、後の報告事項の中で5月総会承認された案件が、取り下げられ、同じ農地の利用集積について譲受人を変えて申請があったわけだが、その取り下げは、団体の職員である譲受人が、職務規定で規模拡大が認められないためであったが、同団体の役員にもなっておられる農業委員の方は、申請人が同団体の職員だったこと、同団体にそういう就業規則があることを知っておられたのか。
窪田委員	存じなかった。
議長	ほかにご質問ご意見はありませんか
	(質問、意見なし)
議長	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第7号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。
議案第8号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局
の説明をお願いいたします。

事務局

(本望主事)

「議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について」ご説明
します。

議案書5ページ 番号1 全体地図案件番号5条—1をご覧ください。

譲受人 Z寺 代表役員 A氏

譲渡人 B氏

満願寺地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。

本件は、既設露天駐車場に接続し2台分の拡張設置に係る所有権移転の
許可申請です。

申請地は農振農用地区域外農地 畑1筆、49㎡で、10ha以上の一団の農
地に接続することから第1種農地と判定しました。なお既存施設の駐車場
面積が195.04㎡であり、この1/2を超えない範囲の転用であれば許可で
きるものです。

本件は既設の満願寺露天駐車場と接続する形で、平成14年より井上氏か
ら賃貸借にて、当該地を露天駐車場として使用しておりました。今後も永
続的に駐車場を確保すべきと判断し所有権の移転を進めるにあたり、本来
許可を受けてから駐車場とすべきことを知り、事後の申請に及んだもので

す。申請にあたっては始末書が添付されております。申請地は、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に議案書 5 ページ 番号 2 全体地図案件番号 5 条—2 をご覧ください。

譲受人 C 氏 及び D 氏

譲渡人 E 氏

車場地区の案件で、高橋推進委員の担当地区です。

本件は、個人住宅建築敷地に係る使用貸借権設定の許可申請です。

申請地は、農振農用地区域外農地で、田 1 筆 249 m²で、市街化区域に接し、半径 500m 以内に許可基準に定める 2 つの施設があり、かつ前面道路には上下水道及びガス管が 2 つ以上埋設されており、第 3 種農地に該当し、許可相当と判断されます。

本件は、親子が住替のために現住居に隣接する申請地を転用し、個人住宅を建設する目的で申請に及んだものです。

申請地は、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に議案書 5 ページ 番号 3 全体地図案件番号 5 条—3 をご覧ください。

譲受人 F 氏 及び G 氏

譲渡人 H 氏

出戸地区の案件で、小林推進委員の担当地区です。

本件は、個人住宅建築敷地に係る使用貸借権設定の許可申請です。

申請地は、農振農用地区域外農地 畑 1 筆、356 m²で、半径 500m 以内に許可基準に定める 2 つの施設があり、かつ前面道路には上下水道及びガス管が 2 つ以上埋設されており、第 3 種農地に該当し、許可相当と判断されます。

本件は、孫が実家の住居に隣接する申請地を転用し、個人住宅を建設す

る目的で申請に及んだものです。

申請地は、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に議案書 5 ページ 番号 4 全体地図案件番号 5 条—4 をご覧ください。
い。

譲受人 I 氏

譲渡人 J 氏

市之瀬地区の案件で、石塚推進委員の担当地区です。

本件は、個人住宅建築敷地に係る使用貸借権設定の許可申請です。

申請地は、農振農用地区域外農地 畑 2 筆、336 m²で、10ha 未満の一団の農地に接続することから第 2 種農地と判定し、代替性の検討を行ったうえ集落接続により許可されるものです。

本件は将来的に高齢者になった両親の介護を前提として実家の住居に隣接する申請地を転用し、個人住宅を建設する目的で申請に及んだものです。

申請地は、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に議案書 5 ページ 番号 5 全体地図案件番号 5 条—5 をご覧ください。
い。

譲受人 K 氏

譲渡人 L 氏

大鹿地区の案件で、稲月推進委員の担当地区です。

本件は、個人住宅建築敷地に係る使用貸借権設定の許可申請です。

申請地は、農振農用地区域外農地 畑 3 筆、85 m²で、半径 500m 以内に許可基準に定める 2 つの施設があり、かつ 3 筆と接する前面道路には上下水道及びガス管が 2 つ以上埋設されており、第 3 種農地に該当し、許可相当と判断されます。

本件は子育ての支援と将来的に高齢者になった両親の介護を前提として

実家の住居に隣接する申請地を転用し、個人住宅を建設する目的で申請に及んだものです。

申請地は、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に議案書 6 ページ 番号 6 全体地図案件番号 5 条—6 をご覧ください。

譲受人 M 氏

譲渡人 N 氏

車場地区の案件で、高橋推進委員の担当地区です。

本件は、個人住宅建築敷地に係る使用貸借権設定の許可申請です。

申請地は、農振農用地区域外農地 畑 4 筆、285.78 m²です。農地区分は 1 筆ごとに判断することが定められており、前面道路に接している申請地は 1 筆のみで、第 3 種農地に該当せず、第 2 種農地と判定し、代替性の検討を行ったうえ集落接続により許可されるものです。

本件は、高齢の祖父及び将来的に両親の介護といずれは農業を継ぐことを予定しており、実家に隣接する申請地を転用し、個人住宅を建設する目的で申請に及んだものです。

申請地は、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、以上 6 件はすべて農地部会に付されました。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長
(阿部部会長)

令和 3 年 6 月 25 日に開催されました農地部会における農地法第 5 条許可申請 6 件について報告します。

議案書 5 ページ 1 番の案件です。本件の転用者 Z 寺代表役員 A 氏の代理人 V 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。それによれば、申請地は平成 14 年より Z 寺露天駐車場の一部として賃貸借していましたが、この先永続的な使用となることから買い取って登記をしようと司法書士に相談したところ、違反転用であることを知り、事後申請となったとのことです。始末書の提出もあり、他に問題はなく以後このような事がないよう指導し、出席者もこれを了承しました。

次に、議案書 5 ページ 2 番の案件です。本件の申請者 D 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、家は古く以前から新築を考えていましたが、建てる場所を決めかねていたとのことです。高齢となった母親が、年々畑仕事ができなくなってきたので、隣地の畑の一部に建設することに踏み切り、申請に及んだとのことです。家を共有にした理由は土地が母親名義ということでした。部会としては許可後に申請通り転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

次に、議案書 5 ページ 3 番の案件です。本件の申請者 F 氏外 1 名の代理人 W 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。それによれば、申請者夫婦は結婚後も別居しており、同居するための家を祖母名義の実家の隣地に計画し申請に及んだとのことです。計画については 1 年ほど前からだそうですが、動き始めたのは最近になってからのことです。排水について問題はなく。部会としては許可後に申請通り転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

次に、議案書 5 ページ 4 番の案件です。

本件の申請者 I 氏の代理人 行政書士法法人 X 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。それによれば、東区石山の

賃貸住宅に3人家族で暮らしており、両親の高齢化を見据え、また父親の勧めもあり隣地に住宅建設を申請したとのことでした。実家の土地以外を探したことはあるかと尋ねたところ、探したが適切な場所は見つからなかったとのことでした。計画は1年ほど前からとのことでした。また東区に住んでいるのに申請書の住所が市之瀬なのはなぜか尋ねたところ、申請人は生まれてから住民票を移したことがなく、東区の住まいは妻が世帯主になっているとのことでした。

部会としては許可後に申請通り転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

次に、議案書5ページ5番の案件です。本件の申請者 K 氏の代理人で父親の L 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。それによれば、老後の面倒は子から見てほしい、親の面倒は子が看るといふ親子の気持ちが一一致し、賃貸住宅に住む子を隣地に呼び寄せ、住宅建設の申請に及んだとのことでした。計画は1年ほど前からとのことでした。部会としては許可後に申請通り転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

次に、議案書6ページ6番の案件です。本件の申請者 O 氏の代理人 Y氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。それによれば、県外に勤務しているときから、新潟に転勤したら家を建てることを考えており、この春戻れたので家を建てたいと話をしたところ祖父が隣地に建てることを勧めてくれたので申請に及んだとのことでした。排水は下水道を利用するとのことでした。部会としては許可後に申請通り転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第8号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第9号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)に対する意見について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(島倉次長)

議案書7ページ、議案第9号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)に対する意見についてご説明します。

農林水産部農林政策課より、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更にあたり、意見照会のあった案件です。

別冊の資料に基づいて、説明させていただきます。

なお、別冊は別紙1から別紙4で構成され、個別にページが付されていますが、別冊を通してページを付して、通しの大きい文字のページを読み上げますのでよろしくお願いいたします。

4Pをご覧ください。新旧対照表の左側が変更案の全文です。変更箇所にはアンダーラインがひかれています。

2Pをご覧ください。変更点を要約した資料になります。

この変更案の全文と、変更点を要約した資料により説明させていただきます。

2Pをご覧ください。初めに「基本構想の内容」についてです。

本構想は、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が地域農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」という目的で、昭和55年に制定された農業経営基盤強化促進法の目的を実現するため、県が

定める農業経営基盤強化促進基本方針を踏まえ、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、農業経営体の規模等の指標や農用地の利用集積目標、その実現のための措置などを市町村が定める計画です。

新潟市では、平成18年8月に策定され26年に改正しております。

次に「変更理由」についてです。

今回の構想の変更は、本年3月26日に、県が定める農業経営基盤強化促進基本方針の改正が行われたことに伴い必要となったものです。

経営指標、各目標値を見直すとともに、法律改正等に基づく文言修正等を行うものです。

なお、本構想につきましては、市内4農協と6農業委員会への意見照会を経て、7月に市の農業振興地域整備審議会で審議され、県へ同意申請を行う予定となっております。

次の「基本構想の変更内容」ですが、枠で囲まれた①から④までの4点が今回、変更される内容です。また、今回の変更で本構想は、10年後の令和12年度を目標年次としています。

①から④の変更内容の詳細について説明します。

なお、①から④に対応するように、枠以降の1から4に変更内容が記載されています。

①は、「主要な営農類型ごとの農業経営指標の更新」についてです。

県の基本方針の指標更新を受け、本構想の経営指標についても更新を行います。他産業並みの所得・労働時間を目指し、主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得400万円、年間労働時間1,800～2,000時間とすることは変わりませんが、農産物価格等の算定条件を直近のものに更新し、これまで18類型19指標であったものを、12類型19指標に整理し、他産業並みの所得を確保できるモデル的な指標としています。

8頁から20ページに「農業経営の指標」として、「営農類型、経営規模、生産方式」の項目で、19の指標を掲載してありますので、後でご覧下さい。

続いて②ですが、7ページをご覧ください。

「6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」(2)のAは、「確保・育成すべき人数の目標」についてです。

ページをお捲りいただき、

直近3か年では、70人以上の新規就農者を確保しており、市の農業構想においても同様の目標を示していることから、年間70人の確保を目標とします。

21ページをお開きください。

「効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標」については、認定農業者等への農地集積率目標を定めるもので、市の農業構想においても令和4年目標で85%として

います。

令和5年以降については、市の農業構想の改正に併せ、目標値の変更を予定しています。

また、「育成すべき経営体の目標」については、主な従事者が他産業並の労働時間で、他産業と遜色のない所得を確保することができる経営体の育成目標で、個人経営体1,500、組織経営体100、合計1,600経営体を目標としています。

3ページをお開きいただき、

3 「農地利用集積円滑化事業の削除」についてです。

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業に統合一体化され、廃止された農地利用集積円滑化事業に関連する記載箇所について、削除及び削除に伴う修正をしています。

④「その他法律改正等に基づく文言修正について」は、その他法律改正や施策の変更に伴い、文言等について修正を行っています。

説明については以上です。

なお、6月25日の農政振興部会において検討されております。

なお、農政振興部会の中で営農類型の収入と経費の内訳が知りたい、特に秋葉区農業のモデルと類似した営農類型①と⑬について資料の提示が欲しいとの意見がありましたので、本日、資料No2 A4裏表の資料を配布しております。また、その中で補助従事者の所得はどうなっているかとの質問がありましたが、今回の営農類型の試算の中では、従事者何人と複数になっておりますが、その「従事者」すべてが「主たる従事者」として、1人400万円の所得を見込んでおりまして、「補助従事者」の記載はなくなりました。

また、農業生産法人を農地保有適格法人に置き換えているが不整合はないのかというご質問がありましたが

平成28年4月に農地法第2条第3項に規定された「農業生産法人」は「農地所有適格法人」に改められ、法人形態、事業要件は変わりませんが、平野職務代理が仰る様に構成員・議決権要件・役員要件は改められたところで

す。農地を所有できる法人としての位置づけは引き継がれ、このたびの農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更にあたり、使われなくなった用語である「農業生産法人」を「農地所有適格化法人」に置き換えても、内容的に問題なく整合が取れたものであります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農政振興部会が開かれておりますので、佐藤振興部会長から部会報告をしていただきます。

農政振興部会長
(佐藤部会長)

令和3年6月25日午後3時より農政振興部会を開催いたしました。
議題としては、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について検討しましたので報告させていただきます。
事務局より、経過と変更理由、変更の主な内容について説明を受けました。
委員の皆さんから営農類型の収入と経費の内訳が知りたい、計算は示されないのか、農業生産法人を農地保有適格法人に置き換えているが、不整合はないのか、市の推奨作物は加味されているのかなど、様々な意見要望はありましたが、先ほど事務局より説明があったとおり、営農類型の追加説明を受けることで、回答については意見なしとすべきということで、部会案を決定したところです。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今の農政振興部会報告について、ご質問、ご意見有りませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、「意見なし」と決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について「意見なし」することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第9号は「意見なし」と報告することに決定しました。

議長

次に、追加議案の議案第10号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局
(本望主事)

追加議案第 10 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について」ご説明します。

加議案書 1 ページ 番号 1 全体地図案件番号 3 条—1 をご覧ください。

譲受人 J 氏

譲渡人 P 氏

飯柳地区の案件で、吉澤推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は 畑 6 筆 1, 491 m²です。

譲受人は妻と共に水稻を主体に経営を行っており、申請地と合わせて約 6.5 アールの栽培を予定しております。

譲渡人が労力不足により農地の保持が難しく、譲受人に買取を申し出たものです。

申請地は農振農用地区域外農地で、10 アール当たりの対価は 20 万円です。

次に追加議案書 1 ページ 番号 2 全体地図案件番号 3 条—2 をご覧ください。

譲受人 Q 氏

譲渡人 R 氏

北上地区の案件で、佐々木推進委員の担当地区です。

本件は、贈与による所有権移転の許可申請です。

申請面積は 田 1 筆 1, 884 m²です。

譲受人は妻と共に水稻を主体に経営を行っており、申請地と合わせて約 1.1 ha の栽培を予定しております。

譲渡人が労力不足により農地の保持が難しく、規模拡大を目指す譲受人に無償贈与を申し出たものです。

申請地は農振農用地区域内農地です。

追加議案書 1 ページ 番号 3 全体地図案件番号 3 条—3 をご覧ください。

譲受人 S 氏

譲渡人 T 氏

小戸上組地区と小屋場地区・四ツ興野地区の案件で、稲月推進委員・小林推進委員・四柳推進委員の担当地区です。

本件は、贈与による所有権移転の許可申請です。

申請面積は 田 43 筆 45, 778. 43 m²

畑 17 筆 5, 707 m² 合計 51, 485. 43 m²です。

譲受人は妻と共に水稻を主体に経営を行っており、申請地と合わせて約 6.1 ha の栽培を予定しております。

譲受人が農地の相続を確実にするために、譲渡人に贈与を申し出たもの

です。

申請地は農振農用地区域内農地53筆48,077.43㎡、と農振農用地区域外農地9筆3,408㎡です。

なお、只今ご説明しました3件は、いずれも移転行為の妨げとなる権利を有する者はおらず、農地法第3条第2項各号に抵触いたしません。

また、番号3以外は、農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします

(笠原委員退席)

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

佐藤委員

1番の案件で、譲り渡し人が若くて、譲受人が年上だが年齢は間違っていないですか。

事務局

(田中係長)

譲り渡し人は不在地主で譲受人が今までも管理をしている農地の申請で年齢に間違いはありません。

議長

ほかにご質問ご意見はありませんか

(質問、意見なし)

議長

他にないようですので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

(阿部部会長)

農地部会における、農地法第3条許可申請2件について報告します。

追加議案書1ページ1番の案件です。

本件の譲受人 O 氏 から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、譲渡人は隣家の長男で、父親亡き後は離農を進めており、買い手が決まるまで譲受人は、空き家と農地の管理を任されていたそうです。1周忌を終えたころ譲渡人の申し入れがあり、これを受け申請に及んだとのこと。なお、現地確認において、申請地は譲受人により、良く管理されておりました。

部会からは許可後は申請通り耕作することを指導し、申請者もこれを了

解しました。

追加議案書 1 ページ 2 番の案件です。

本件の譲受人 Q 氏 から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地はQ家が代々借りて耕作してきた農地で、この春に農地の名義人が亡くなり、相続人より贈与の申し出があり受け入れたとのことです。

所有権移転と引渡時期が4か月乖離していることについて、事務局に尋ねたところ法的に問題ないとのことでした。

部会からは許可後は申請通り耕作することを指導し、申請者もこれを了解しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第 10 号は、許可相当として意見決定することとしました。

ここで退席委員の入室を許可します。

(退出委員入室)

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用集積計画の一部取下げについて

新潟市農用地利用配分計画(案)について、

農地の転用事実に関する照会書について、
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、
農地法第4条転用届出に関する受理について、
農地法第5条転用届出に関する受理について、
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局
(白川係長)

議案書の8ページをご覧ください。
「新潟市農用地利用集積計画の一部取下げについて」であります。
5月総会分の売買の案件について取下げ願いの提出があり、取下げと
いたしましたので報告いたします。
つづいて議案書の9ページをご覧ください。
「新潟市農用地利用配分計画(案)について」であります。
新津地区2件、筆数3筆、面積2,270㎡であります

(本望)

11ページをご覧ください。
報告事項 農地の転用事実に関する照会書についてです。
記載内容のとおり6件回答しました。
次に12ページをご覧ください。
報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてで
す。
記載内容のとおり4件受理しました。
次に13ページをご覧ください。
報告事項 農地法第4条転用届出書に関する受理についてです。
記載内容のとおり1件受理しました。
最後に14ページをご覧ください。
報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理についてです。
記載内容のとおり4件受理しました。
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いた
だきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和3年度6月の定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 佐々木 和 美

署名委員 阿 部 信 行